別表二

一　その取引に関し、相手方等から入手したパンフレット又は最終製品のカタログ及びその他の取引を行おうとする者が入手した文書等	（新設）
二　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号イ若しくはハ又は第四号イ若しくはハに規定する核兵器等の開発等若しくは同令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等	
三　前二号に掲げるもののほか、その取引に際して、取引を行おうとする者がその内容を確認した文書等	

○経済産業省告示第六十号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、平成二十二年経済産業省告示第九十三号（外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月九日から施行する。

令和七年四月九日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第二（第二号の二から第二号の六関係） 一・二　（略） 三　貨物の使用の技術のうち、据付、操作及び保守点検のための必要最小限の技術（プログラムのうちソースコードのものを除く。）であって、以下のいずれかに該当するものを提供する取引 イ　貨物の輸出において、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。）第二条第一項の規定に基づき輸出の承認を取得したもの又は輸出令第四条第三項の規定が適用されるもののうち、当該貨物を輸出する者が当該輸出に直接伴ってする取引において提供されるもの ロ　（略） 四　（略）	別表第二（第二号の二から第二号の六関係） 一・二　（略） 三　貨物の使用の技術のうち、据付、操作及び保守点検のための必要最小限の技術（プログラムのうちソースコードのものを除く。）であって、以下のいずれかに該当するものを提供する取引 イ　貨物の輸出において、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。）第二条第一項の規定に基づき輸出の承認を取得したもの又は輸出令第四条第二項の規定が適用されるもののうち、当該貨物を輸出する者が当該輸出に直接伴ってする取引において提供されるもの ロ　（略） 四　（略）

○経済産業省告示第六十一号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、平成二十四年経済産業省告示第百六十七号（輸出貿易管理令第四条第二項第四号の規定に基づく一時的に入国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、経済産業大臣の承認を受けなければならない貨物から経済産業大臣が告示で除くものを次の表のように改正し、令和七年十月九日から施行する。

令和七年四月九日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第三項第四号の規定に基づき、一時的に入国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、経済産業大臣の承認を受けなければならない貨物から経済産業大臣が告示で除くものを次のように定める。 輸出貿易管理令第四条第三項第四号の規定に基づく一時的に入国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、経済産業大臣の承認を受けなければならない貨物から経済産業大臣が告示で除くもの 輸出貿易管理令第四条第三項第四号の規定に基づき、一時的に入国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、経済産業大臣の承認を受けなければならない貨物から経済産業大臣が告示で除くものは、次に掲げる貨物とする。 一・二　（略）	輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第二項第四号の規定に基づき、一時的に入国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、経済産業大臣の承認を受けなければならない貨物から経済産業大臣が告示で除くものを次のように定め、平成二十四年七月十九日から施行する。 輸出貿易管理令第四条第二項第四号の規定に基づく一時的に入国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、経済産業大臣の承認を受けなければならない貨物から経済産業大臣が告示で除くもの 輸出貿易管理令第四条第二項第四号の規定に基づき、一時的に入国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、経済産業大臣の承認を受けなければならない貨物から経済産業大臣が告示で除くものは、次に掲げる貨物とする。 一・二　（略）

○経済産業省告示第六十二号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、平成二十九年経済産業省告示第二百六十三号（輸出貿易管理令第四条第二項第一号の規定に基づく別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項㈠に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くもの）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月九日から施行する。

令和七年四月九日

経済産業大臣　武藤　容治